

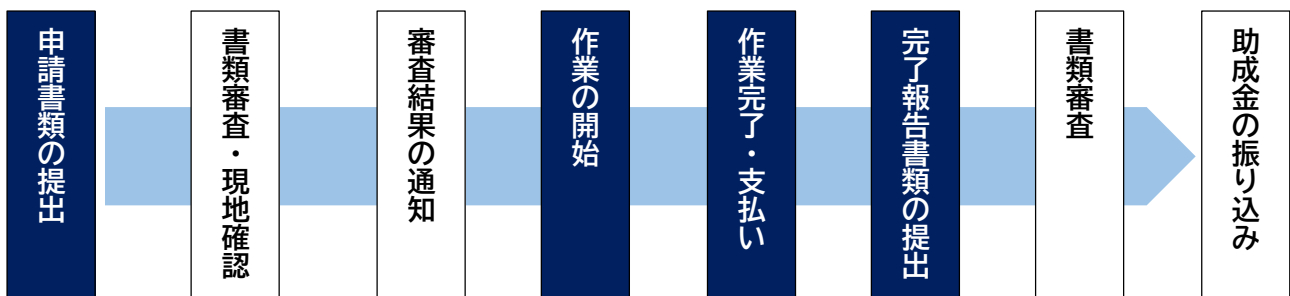
制度3 空き家解体跡地管理助成金

この制度は、空き家解体後の跡地が放置され周囲に影響を及ぼすことを防ぐため、解体跡地の管理を委託した場合などに、その費用の一部を**予算の範囲内**で助成するものです。

助成の要件など（以下をすべて満たすことが必要です）	
対象となる解体跡地	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家解体助成金の交付を受けて解体された空き家の跡地 ● 空き家の解体後に使用や売買、所有者変更がされていない (同一敷地内に居住している別の家屋などがある場合は対象外です)
対象となる人(申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 跡地の所有者(個人に限る。所有者が死亡している場合は法定相続人)
対象となる作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 跡地を適正に管理するための、以下のいずれかの作業であること 除草、害虫・害獣の駆除、防草シートの設置など (空き家解体時に残した樹木の剪定・伐採・伐根は対象外です) ● 高崎市内の業者が請け負うものであること ● 交付決定後に着手する作業であること(決定前に着手したものは対象外です)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税に滞納が無いこと ● 令和9年2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	
助成対象経費(税込み)に 2分の1 を乗じて得た額で、 年間上限額20万円 ※交付決定後の増額はできません。(年間上限額の範囲内で、複数回の申請は可能です)	

裏面の補足事項もご覧ください

<手続きの流れ>



要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。

補足事項

（対象となる解体跡地について）

- 高崎市空き家解体助成金の交付を受けて解体された空き家の跡地が対象です。
- 空き家解体後に売買や所有者変更がされている跡地は、対象となりません。
- 跡地を使用していることや、同一敷地内（一体利用している複数の土地を含む）に居住その他の使用がなされている別の家屋などがある場合は、対象となりません。

（対象となる人について）

- 法人・団体は対象となりません。
- 空き家解体跡地管理助成金は、5か年を超える利用はできません。
- 「申請者」「見積書の宛名」「領収書の宛名」「助成金振り込み先の口座」は、全て同一名義であることが必要です。

（対象となる作業などについて）

- 公的制度による補助金などを利用する作業は、対象となりません。
- 備品の購入や、業者に依頼せず自己や親族が自ら行う作業は、対象となりません。
- 整地作業や砂利敷き作業は、対象となりません。
- 高崎市内の業者とは、高崎市内に事業所があり、高崎市内の住所または所在地が記載された見積書と領収書を発行することができる事業者です。
- 業者と年間の委託契約等を締結しており、申請時点ですでに作業に着手済みの場合は、個別にご相談ください。

（郵送での申請について）

- 申請書類が建築住宅課に到着後、必要書類がすべて揃っていることが確認できた時点で受け付けとなります。投函日や消印の日付は受付日とはなりませんので、ご注意ください。
- 申請者または委任を受けた人の氏名・日中の連絡先（電話番号）を必ず記入してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者や委任を受けた人と連絡がつかない場合は、手続きに時間がかかる場合があります。
- 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。

（その他）

- 現地調査を行う際、職員が解体跡地内に立ち入る場合があります。
- 申請した作業が実施されたことが確認できるように、作業の実施前後の写真と、作業中の写真を撮影してください。
- 作業を複数回行う場合は、作業ごとに、作業の実施前後および作業中の写真を撮影してください。
- 除草剤や殺虫剤、くん煙剤などの薬剤を使用する場合は、薬剤の容器の写真と、作業中の写真を撮影してください。
- 作業が除草・伐採のみで、除草剤などの薬剤を使用しない場合は、作業中の写真は不要です。
- 本助成金は完了報告後の振り込みとなるため、一時的に申請者が代金を全額負担することになります。（助成金の事前支払いはできません）

○申し込み時に必要な書類

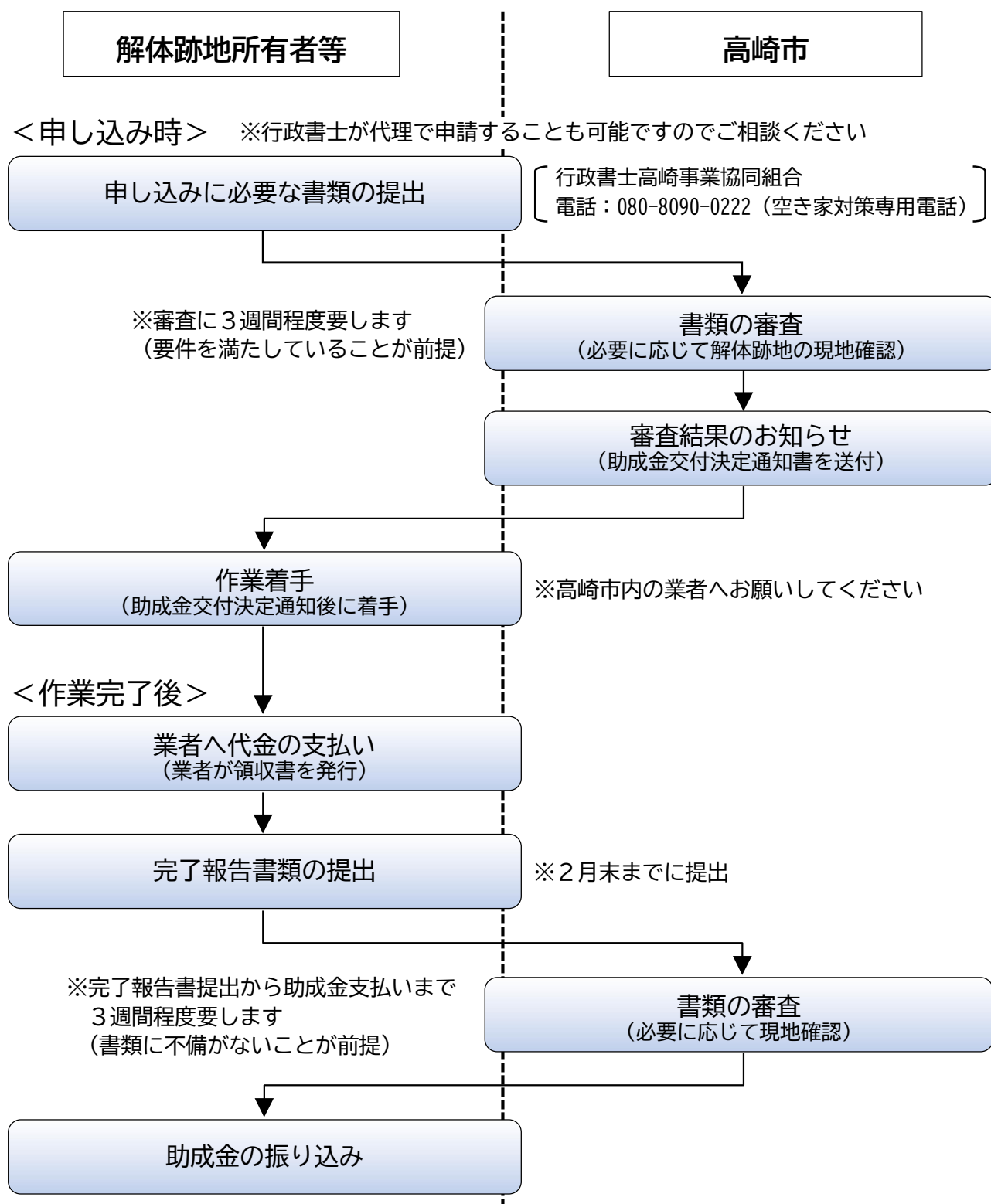
		書類名	条件等
申請者全員 が必要な書 類	<input type="checkbox"/>	申請書	様式あり
	<input type="checkbox"/>	作業前の写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体跡地の全体を撮影したもの ● 作業を行う箇所が分かるもの
	<input type="checkbox"/>	市内業者発行の見積書の 写し（支払い予定金額が確 認できるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業ごとの明細が確認できること ● 業者の住所表記が高崎市内であること ● 宛名が申請者と同一であること
該当する場 合に必要な 書類	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	所有者が死亡しており、その法定相続人が申請する場合。法定相続情報一覧図の写しなどでも可
	<input type="checkbox"/>	委任状	代理人が申請手続きを行う場合

○作業が完了したら必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 が必要な書 類	<input type="checkbox"/>	完了報告書	様式あり（交付決定通知書に同封します）
	<input type="checkbox"/>	請求書	様式あり（交付決定通知書に同封します）
	<input type="checkbox"/>	作業中および作業完了後 の写真 ※撮影日を記入してくだ さい	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業前と同じ位置から撮影してください ● 作業を複数回行う場合は、作業ごとに、作業の実施前後および作業中の写真を提出してください ● 除草剤や殺虫剤、くん煙剤等の薬剤を使用する場合は、薬剤の容器の写真と、作業中の写真を提出してください ● 作業が除草・伐採のみで、除草剤等の薬剤を使用しない場合は、作業中の写真は不要です
	<input type="checkbox"/>	領収書の写し ※振り込みの明細などは 受け付けできません	<ul style="list-style-type: none"> ● 業者の住所表記が高崎市内であること ● 宛名が申請者と同一であること ※原則として作業完了後に支払いをしてください
	<input type="checkbox"/>	申請者名義の通帳の写し	口座番号や名義が分かるページ（画面の印刷も可）

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください

～ 制度3. 空き家解体跡地管理助成金 手続きの流れ ～



お問い合わせ・受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9 階)

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メール：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



市ホームページ